

金井公園特記仕様書

1 概要

所在地	栄区金井町315-2
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>金井公園は緑豊かで柏尾川に隣接していることから、水鳥の飛来が楽しめる公園です。園内にはテニスコート、野球場、多目的運動広場、広々とした芝生広場等があります。多目的広場は専有予約がない時は自由広場として利用できます。</p> <p>平成 22 年から 26 年にかけて再整備工事を行いました。(野球場、芝生広場、レストハウス、多目的運動広場、電気設備、複合遊具、健康遊具、バスケットゴールなど)</p> <p>平成 19 年度 照明改良工事 平成 23 年度 高圧受変電設備改良工事、再整備工事 平成 24 年度 野球場ナイター照明改良工事 平成 25 年度 レストハウス衛生設備改修工事 平成 26 年度 再整備工事</p>
面積	49,153㎡ (地区公園)
有料施設	<p>利用対象施設 野球場</p> <p>面数 1面</p> <p>現行の利用料金 1時間1,300円、夜間照明料30分2,650円</p> <p>対象種目 軟式野球、少年軟式野球、ソフトボール</p> <p>開場期間 3月の第3土曜日～12月第3日曜日※1</p> <p>休場日 毎月第1・第3・第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)</p> <p>利用対象種目 庭球場</p> <p>面数 4面</p> <p>現行の利用料金 1時間1,100円、夜間照明料30分250円</p> <p>開場期間 通年※2</p> <p>休場日 年末年始期間(12/29～1/3) 毎月第3月曜日(休日の場合は、その直後の休日でない日)</p>
付帯設備	野球場、庭球場(4面)、多目的運動広場、野外ステージ、遊具、バスケットゴール、管理棟(レストルーム含)、詰所、倉庫、ポンプ室ほか
電気設備等	<p>1 高圧受変電設備(電気室)</p> <p>(1)屋内キュービクル 3面(高圧盤 1面、低圧配電盤 2面)</p> <p>(2)動力用変圧器 150KVA 1台、50KVA 1台</p> <p>(3)電灯用変圧器 50KVA 1台</p> <p>(4)高圧コンデンサー 20KVA 1台</p> <p>2 負荷設備</p> <p>(1)分電盤 6面</p> <p>(2)制御盤 1面</p> <p>3 園内灯設備</p> <p>(1)H5011(300W) 38基</p> <p>4 夜間照明設備</p> <p>(1)野球場(照明鉄塔) 4基(メタルハライドランプ1kw×30基/鉄塔当り)</p>

(2)庭球場(照明灯)	32基(メタルハライドランプ1kw)
5 放送設備	
(1)放送設備ラック(モニター、ミキサー、オーディオミキサー、ラジオチューナー、ワイヤレスチューナー、パワーアンプ 4台、電源装置、プログラム他)	
(2)レピーター盤	3面
(3)スピーカー	8台
6 ボイラー設備	
(1)温水ボイラー	1基
(2)膨張タンク	1基
(3)ポンプ	1基
(4)薬剤	1式
7 空調設備	
(1)事務室(日立 天井カセット RPC-3HT)	
(2)レストルーム(東芝 床置形 RAV-450FHY)	
8 節水装置(ハイタンク 7台、小便器 1台、大便器 6台、手洗器 0台)	
9 時計設備(2基)	

※1

4月1日～11月30日(第2・第4月曜日を除く)	9:00～21:00
4月～11月の第2・第4月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月1日～12月第3土曜日、3月第3土曜日～3月31日(第2・第4月曜日を除く)	9:00～17:00
3月第4月曜日、12月第2月曜日(休日の場合はその直後の休日でない日)	13:00～17:00

※2

3月1日～12月27日	9:00～21:00
3月～12月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～21:00
12月28日～2月末日	9:00～17:00
1月～2月の第1、第5月曜日 (休日の場合は、その直後の休日でない日)	13:00～17:00

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数	
点 検	高圧受電設備	電気室及びキュービクル	定期点検	年1回(法定点検)
			巡視点検	月1回(法定点検)
	負荷設備	分電盤・制御盤	定期点検	年1回(法定点検)
				外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	年1回
				外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
		ランプ交換	点検時	

	夜間照明設備	野球場、庭球場	巡視点検	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
			ランプ交換	点検時
	放送設備	屋外スピーカー	点検清掃	年1回 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
	ボイラー	温水ボイラー	点検清	年1回
	空調設備	管理棟	点検清掃	年4回(法定点検)
	節水装置設備	トイレ	点検清掃	年1回
	時計設備	時計	定期点検	年1回
修理	園内灯設備	公園内全園内灯	ランプ交換	随時 水銀灯は同等照度のセラメタ又はLEDに交換してください
	夜間照明設備	野球場、庭球場	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付けています。指定管理者は、各公園緑地事務所と事前協議を行った事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表します。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 公園駐車場の管理許可について

公園駐車場については、指定管理者制度と別の行政処分であり、指定管理者は管理許可により公園駐車場の運営管理を行うものとします。そのため南部公園緑地事務所への許可申請を提出し、許可を受けた後、規定の使用料を横浜市に納入する必要があります。

なお、管理運営については、駐車場の利用料金を含め、管理許可書の条件に記載した事項を遵守の上、南部公園緑地事務所の指示に従ってください。

(5) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(6) 高圧受変電設備について

指定管理者が、電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安の監督を行います。

(7) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(8) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日とします。必ず提出期限内に提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(9) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(10) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には別途南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(11) 飛行場外離着陸場について

横浜市より飛行場外離着陸場として指定されており、災害時のヘリコプターの離着陸場として、自衛隊や他都市からの応援航空部隊が使用することや、緊急患者の搬送や緊急物資の輸送が行われる場合があります。

実際の使用に際しては横浜市防災計画や栄区防災計画に基づき、栄区の指示に従って対応してください。

(12) 多目的運動広場について

指定管理者が使用する場合、横浜市より行為許可を受けて管理運営を行ってください。

(13) 広域避難場所について

広域避難場所として位置付けられており、災害発生時には、住民が一時的に避難をしますので、栄区防災計画に基づき、栄区の指示に従って対応してください。

(14) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

(1) 公園内のテントの使用が多い公園で、適切な管理運営が必要となっています。どのような管理運営手法が適切であるかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(2) 公園近隣住民から寄せられる要望等が多い公園であり、公園運営を実施する上で要望等に的確に対応していく必要があります。要望等をどのような形で効率的かつ効果的に公園運営につなげているかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(3) 公園内には公園を利用した活動団体が活動しており、これらの団体とどのような協力体制をとり、管理運営を行うかを応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

(4) 運動施設も多く、水鳥の飛来も見られる公園で、その魅力等を向上していく必要があります。多くの方に公園にいらしていただくためのPRや魅力向上の取組を応募団体の創意工夫に基

づいて取組を提案してください。

- (5) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (6) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。